改正後	改正前
第一条～第三条　（略）	**第一条～第三条**　（略）
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第四条　機構が行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第四条**　機構が行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　機構法第十五条第十四号に規定する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条に規定する業務に関する事項	（新設）

○国土交通省令第七号

船員法（昭和二十二年法律第百号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十九条　（略）	**第二十九条**　（略）
一・二　（略）	一・二　（略）
三　申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの単独、無帽、かつ、正面のもので台紙に貼らないもの）二葉	三　申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（縦五・五センチメートル、横四センチメートルの単独、無帽、かつ、正面上半身のもので台紙にはらないもの）二葉
②～⑦　（略）	②～⑦　（略）
⑧　指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第一項第二号に掲げる書類は、添付することを要しない。	⑧　指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第一項第二号に掲げる書類は、添附することを要しない。

（水先法施行規則の一部改正）

第二条　水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許の申請）	（免許の申請）
第一条の二　水先人の免許を受けようとする者は、第一号様式による申請書に写真（単独、上三分身、脱帽、正面で申請前六月以内に撮影したもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。次項、第五条第一項及び第九条第二項において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。	**第一条の二**　水先人の免許を受けようとする者は、第一号様式による申請書に写真（単独、上半身、脱帽、正面で申請前六箇月以内に撮影した名刺形台紙なしのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。次項、第五条第一項及び第九条第二項において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

改正後	改正前
十五～十八　（略）	十四～十七　（略）
第五条～第二十九条　（略）	**第五条～第二十九条**　（略）
（積立金の処分に係る申請の添付書類）	（積立金の処分に係る申請の添付書類）
第三十条　令第八条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。	**第三十条**　令第七条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
第三十一条・第三十二条　（略）	**第三十一条・第三十二条**　（略）

附　則

この省令は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月一日）から施行する。